平成２１年（再ロ）第１０１２７号
東京都町田市小山町4311－１－207
再生債務者　山田　雅巳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第２６号
千葉市花見川区作新台６丁目10番３－709号
再生債務者　吉田　将之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第２４号
千葉県船橋市東中山１丁目22番８－401号
再生債務者　一瀬　一英
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第１００号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番16－403号
再生債務者　福岡なつみ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第４号
愛媛県西条市氷見乙2062－７　サンコーポ氷見103号
再生債務者　伊藤　早苗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月５日　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（再ロ）第２４号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目３番15－206号
再生債務者　小松　幸弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第１０号
香川県善通寺市木徳町554番地１
再生債務者　谷口　剛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月５日　高松地方裁判所丸亀支部

会社その他の公告

合併公告
平成二十二年二月十五日開催の甲並びに乙の臨時総会において、平成二十二年四月一日をもって左記農事組合法人は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当該組合にその旨お申し出下さい。
なお、甲並びに乙の直近の財産目録及び貸借対照表は、当該組合の主たる事務所に備え置いてあります。
以上、農業協同組合法第六十五条第四項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公告いたします。
平成二十二年二月十六日
青森県上北郡東北町字夫雑原四六一番地
（甲）農事組合法人北栄トラクター利用組合
理事　太田　孝一
青森県上北郡東北町字夫雑原四六一番地
（乙）農事組合法人ディリーサポート北栄
理事　山口　正雄

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）乙のホームページ
http://www.kohsoku.com/tousika/kessan/kis.html
平成二十二年二月十六日
仙台市宮城野区扇町七丁目四番二〇号
（甲）株式会社高速
代表取締役　赫　規矩夫
東京都八王子市小門町五三番地
（乙）高速キシノ株式会社
代表取締役　木住野博史

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.foodchemifa.jp
（乙）http://www.aquamaterial.co.jp
平成二十二年二月十六日
東京都中央区入船二丁目一番一号
（甲）株式会社フードケミファ
代表取締役　重山　俊彦
千葉県鴨川市貝渚一六〇〇番地
（乙）株式会社アクアマテリアル
代表取締役　山本　隆

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することとし、また、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました。
効力発生日は、平成二十二年四月一日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月三十日
掲載頁　二五九頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月三十日
掲載頁　一六二頁（号外第一三八号）
平成二十二年二月十六日
東京都中央区銀座七丁目一四番一六号
（甲）株式会社陽栄
代表取締役　宮城　信二
東京都中央区銀座七丁目一四番一六号
（乙）株式会社ワイオー・コーポレーション
代表取締役　小池　文市
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.nichirei.co.jp/proserve/groupkoukoku/5000/index.html
（乙）http://www.nichirei.co.jp/proserve/groupkoukoku/5450/index.html
（丙）http://www.nichirei.co.jp/proserve/groupkoukoku/5480/index.html
平成二十二年二月十六日
東京都中央区築地六丁目一七番四号
（甲）株式会社ニューハウジング
代表取締役　原口　和宏
東京都中央区築地六丁目一九番二〇号
（乙）株式会社ニチレイフラワー
代表取締役　清水　好生
長野県諏訪郡富士見町乙事二七四六番地
（丙）株式会社ニチレイガーデン
代表取締役　住吉　久

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しており、乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、平成二十二年一月二十七日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月三十日
掲載頁　二五九頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月三十日
掲載頁　一六二頁（号外第一三八号）
平成二十二年二月十六日
東京都中央区銀座七丁目一四番一六号
（甲）株式会社陽栄
代表取締役　宮城　信二
東京都中央区銀座七丁目一四番一六号
（乙）株式会社ワイオー・コーポレーション
代表取締役　小池　文市